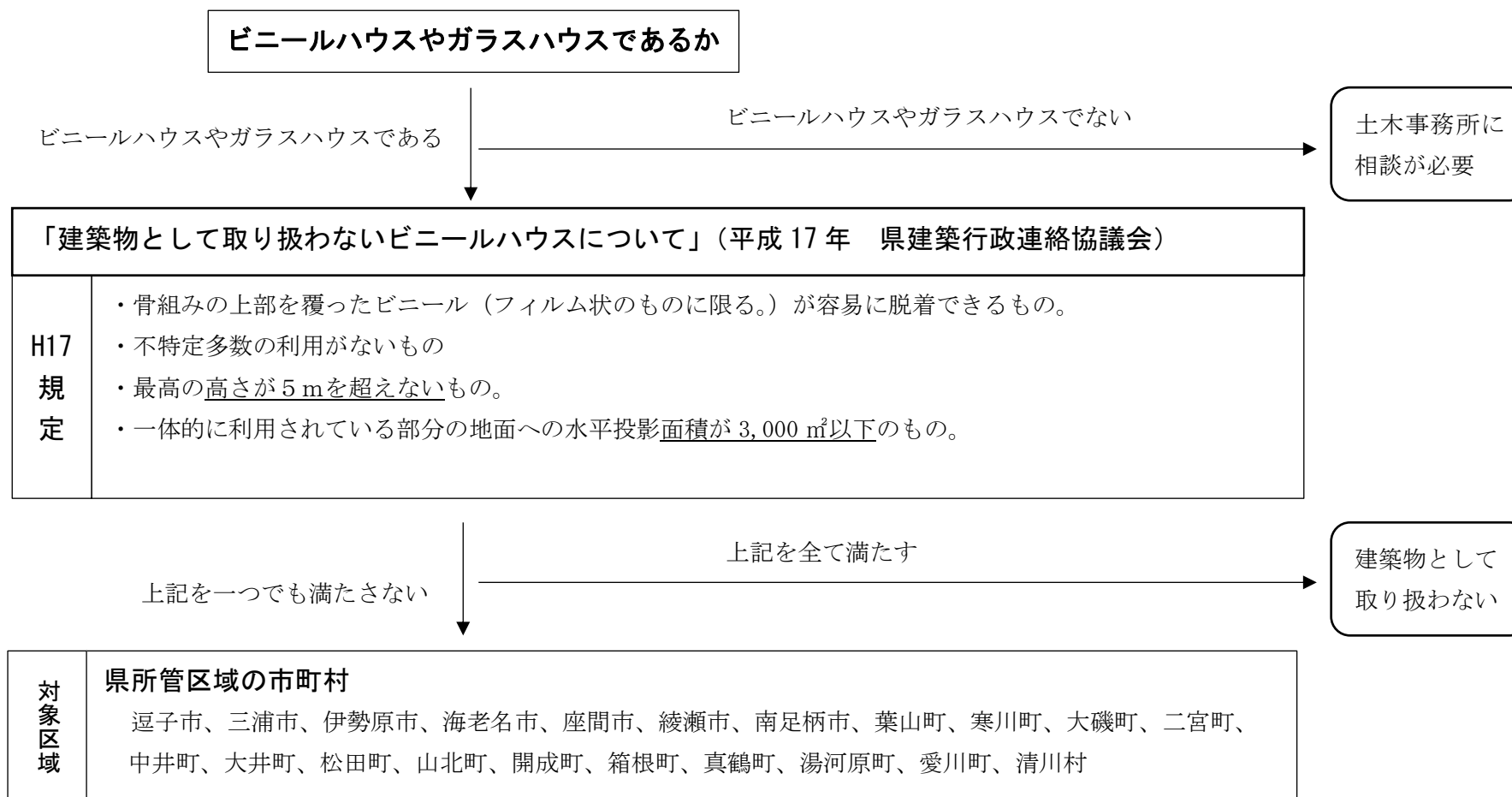


【参考】建築物として取り扱わないビニールハウス及び農業用園芸施設（神奈川県）フロー図

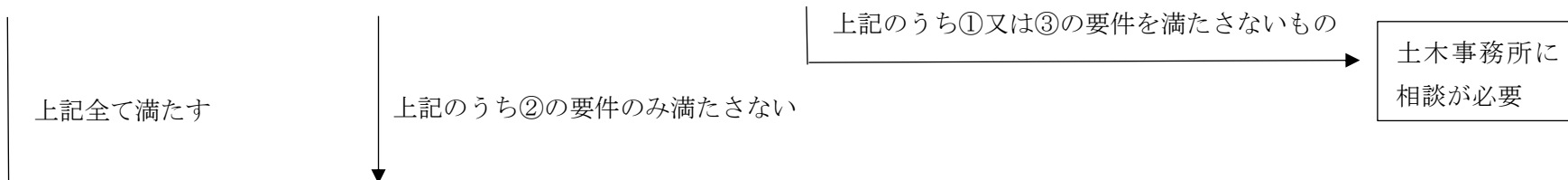




R7 規 定	「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農水産部事務取扱い (令和 7 年度改正 県環境農政局農水産部) ①主に太陽光を利用した農作物・園芸作物の栽培・生産を目的に設置するもの。 ②骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。 ③不特定多数の利用がないもの
--------------	--



県所管区域外の相談窓口



「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農水産部事務取扱い別紙	
R7 規 定 別 紙	① 主に太陽光を利用した農作物・園芸作物の栽培・生産を目的に設置するもの。 ② 農業用園芸施設（施設の規模、外皮の種類（ガラス、硬質板、ビニール等）は問わない。）で、 日本施設園芸協会発行の「園芸用施設設計施工標準仕様書」の適用範囲に記載のあるものであること。 ③ 農業用園芸施設の所有者、管理者、占有者又は建築主については、農業者又は農業法人等であること。

